

第409回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年12月23日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1番 江口勘四郎委員 2番 長沼健司委員 3番 山川光照委員

4番 上妻一実委員 5番 山口久志委員 6番 吉田とも委員

7番 井上隆市委員 8番 松田陽一委員 9番 木村 正委員

10番 富田憲一委員 11番 鈴木萬四郎委員 12番 渡邊智春委員

13番 後藤敏秀委員 14番 原田広幸委員 15番 木村辰也委員

16番 花谷和男委員

出席推進委員 6人

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、山口守推進委員、齋藤吉昭推進委員、
稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第467回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第468回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程6 議 第4号 非農地判断について

日程7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程11 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

議長（会長） 定刻になりましたので、12月15日に告示になりました、第409回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年12月15日、上山市農業委員会告示第14号により、令和4年12月23日、第409回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年12月16日付け農委第142号をもって、第409回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第409回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が6人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、1番、江口勘四郎委員、7番、井上隆市委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。12件の申請がございました。整理番号1から10は関連がありますので、一括して説明いたします。譲渡人及び譲受人はそれぞれ久保川在住の〇〇氏、無職、〇〇氏、無職、金生西一丁目在住の〇〇氏、無職、小笹在住の〇〇氏、農業、〇〇氏、農業兼会社員及び〇〇氏、農業であります。久保川、小笹及び大門地内の畑計13筆について自作地相互の交換をするもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。15番、木村辰也委員。

木村(辰)委員 整理番号1から10について、現地調査の結果を報告します。12月17日に〇〇氏立会いの下、現地確認を行いました。これにつきましては先ほど局長から説明のあった通り相互の交換ということになります。50年ほど前

から相互に口約束で交換したものであり、その登記がされていなかったという案件です。実際に今現在も既に交換された状態で耕作されており、問題ないかと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1から10については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号11について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号11について説明いたします。譲渡人は細谷在住の〇〇氏、無職、譲受人は南町在住の〇〇氏、農業であります。細谷地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号11について、現地調査の結果を報告します。12月18日、相互に連絡を取り現地の確認を行いました。〇〇氏の方は高齢で、〇〇氏が大分前より〇〇氏から借入をして水田を耕作していたところ、今回所有権移転にあたって売買をするということになります。〇〇氏は引き続き水田を耕作する予定のため許可要件を満たすと考えます。なおご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号11については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号12について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号12について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、無職、譲受人は仙石在住の〇〇氏、会社役員兼農業であります。仙石地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。3番、山川光照委員。

山川委員 整理番号12について、報告します。12月18日電話連絡をし、〇〇氏に話を聞きました。現地は雪があり確認できませんでしたが、譲受人である〇〇氏から自宅で話を聞きました。当該土地は自宅の目の前にあり、以前から欲しかったとの話でした。目の前の土地であるため管理もしやすく、今後野菜畑として利用する予定とのことであるため問題はないかと思われそうですが、なおご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号12については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は、上生居住在住の〇〇氏、パートタイマー、借り人は上生居住在住の〇〇氏、会社員兼農業であります。上生居地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、木村正委員。

木村(正)委員 整理番号1について、発言申し上げます。この案件については、今年の春〇〇氏の従兄弟の〇〇氏が耕作していた土地でありましたが、田植え直前になり体調不良で入院したという経過があります。この際、同じ地区の齋藤推進委員から田を作ってくれる人はいないかとの依頼を受け、〇〇氏に作ってもらったということです。〇〇氏は退院しましたが体調のこともあり、〇〇氏が〇〇氏に依頼し、〇〇氏が了承したというものです。先月の総会で〇〇氏と〇〇氏が解約し、今回改めて〇〇氏と契約する形になりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第467回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。提案理由については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第467回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は小穴在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は小穴在住の〇〇氏でございます。小穴地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2及び3については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。譲受人は藤吾に事務所を有する有限会社〇〇、認定農業者、譲渡人は相生在住の〇〇氏及び阿弥陀地在住の〇〇氏でございます。関根及び阿弥陀地地内の田畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2及び3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第468回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。整理番号1から7は関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたしますが、整理番号4について私が関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退席し、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、議長を会長職務代理者に代わります。

(花谷会長 退席、 木村会長職務代理者 着席)

議長(職務代理) それでは、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第468回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。8件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。整理番号1から7について説明いたします。借り人は須田板在住の〇〇氏、貸し人は須田板在住の〇〇氏、長清水二丁目在住の〇〇氏、牧野在住の〇〇氏、原口在住の〇〇氏、上生居在住の〇〇氏、原口在住の〇〇氏及び宮脇在住の〇〇氏であります。須田板、高松、牧野、上生居及び宮脇地内の田13筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長(職務代理) これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長(職務代理) 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1から7については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(職務代理) ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、花谷会長の着席を許可し、議長を会長に代わります。

(花谷会長 着席)

議長 日程6、議第4号、非農地判断について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、非農地判断について説明いたしますので、別紙の議案書「非農地判断について」をご覧ください。農地パトロールを実施し、地区毎に現地調査をした結果、非農地と判断した農地について議案としたものであります。土地の所在、登記地目、台帳の現況、面積、所有者氏名、土地の状況、農地利用状況調査における判断をそれぞれ示してあります。番号1から19は、久保川地区の農地で、19筆6,043㎡です。番号20から41までは、大門地区の農地で、22筆8,215㎡です。番号42から49までは、下生居地区の農地で、8筆1,462㎡です。番号50及び51は、中生居地区の農地で、2筆1,037㎡です。番号52から202は、上生居地区の農地で、151筆38,445.88㎡です。番号203から215は、永野地区の農地で、13筆2,737㎡です。番号216から219は、蔵王地区の農地で、4筆10,402㎡です。すべて合わせて219筆、68,341.88㎡です。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。非農地判断についての番号1から219に

ついて、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり非農地と判断することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、金生東一丁目在住の〇〇氏、譲受人は弁天二丁目在住の〇〇氏及び〇〇氏でいずれも会社員です。美咲町一丁目地内の畑1筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。4件の届出がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は北町一丁目在住の〇〇氏、借り人は金生東一丁目在住の〇〇氏であります。泉川地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は細谷在住の〇〇氏、借り人は南町在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農地法第3条の所有権の移転に伴い、細谷地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号4について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は山

形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターであります。小穴地内の田1筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。6件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の11ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は上生居在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターであります。先ほど議決いただきました農地法第3条の賃借権の設定に伴い、上生居地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の12ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は石崎二丁目在住の〇〇氏であります。高野地内の田畑2筆について申請があったものです。昭和30年及び昭和55年に物置及び畜舎を建設後、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農

地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 7 分)

議事録署名委員

議事録署名委員